

# 柏崎民商会報

18年 3月 5日

〒九四五一〇八二二  
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号  
TEL (〇二五七) 二三一一九九七 (代)  
FAX (〇二五七) 二二一九三〇七

## 消費税等の集団分納申請を行います 相談希望者は役員又は事務所へ連絡

税務署の確定申告の受付終了日まで10日となり、終盤戦になります。民商の各支部での申告相談会は終了しました。まだ申告書を完成していない会員さんは支部の役員と連絡をとり、今後の対応を検討下さい。

支部の申告相談会では、消費税の納付の分納を求める声を事務局員に寄せられています。「今年もまた分納相談をお願いします。」「昨年は頑張って一回で納めたが今年は無理。分納にする！」今回初めて消費税申告する会員さんも「こんな金額、一回で払えない！」と分納を検討。

昨年から「申請型『換価の猶予』を活用した」集団申請を始めました。分納相談・換価の猶予などは消費税だけでなく所得税・県市民税なども可能です。昨年は2名の会員さんが『換価の猶予』を申請し、受理されました。納税者の権利として申請しましょう。相談希望者は役員又は事務所へ連絡下さい。



## 料飲支部が役員会等を開き、

### 4月8日に支部総会開催決定

料飲支部は、役員だけでなく、役員以外の会員さんにも気軽に参加してもらおうとランチ付き役員会を、ほぼ毎月開いています。

2月は班を中心にした申告相談会があり、月



末の28日にランチ付き役員会を12時に開き、7人が参加。会場は柏崎市産業文化会館のレストランで食事をし、その後、別会場で役員会になります。

「大勢で食事をすると、食事も美味しいし、楽しくいいですね。」と支部長があいさつ。4月8日開催の支部総会の会場や役員選出の話し合い。役員選出では「毎月の集まりに参加すると、いろいろと勉強になるからいいよ」と先輩役員がアドバイスし、親子で参加した二世業者（30代）が「はい、わかりました。がんばります」と役員を引き受けてくれました。

## 民商を宣伝しよう 助け合いのひと声をかけよう



「知り合いの若いのがお店を始める」と料飲業を営む会員さんが紹介。労働保険の加入、建設業許可取得など会内外からの問い合わせが事務所にあります。「民商へ」の助け合いのひと声をまわりの業者に。民商を宣伝しましょう。

## 3月の弁護士無料法律相談は16日

毎月好評です。2月は3人の方から相談がありました。どんな些細なことでも弁護士が丁寧に対応します。予約制で午後1時過ぎからです。相談希望者は民商事務所へ連絡下さい。